

■障害者差別解消法に関するアンケート

「障害者差別解消法」の改定により、これまで努力義務であった「合理的配慮」が義務化されました。改定された法律が3年以内に施行されるため、会員専門学校への対応状況を調査した

●調査時期 令和3年9月13日～令和3年9月30日 ●回答数 8件(回答学校数 8校) ●回答率 11.4%

■障害者差別解消法とは……法律に関する十分な理解が必要であると思われる

国連の「障害者の権利に関する条約」締結の準備のため、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年制定、平成28年4月施行 令和3年5月、同法は改正され、**公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。**

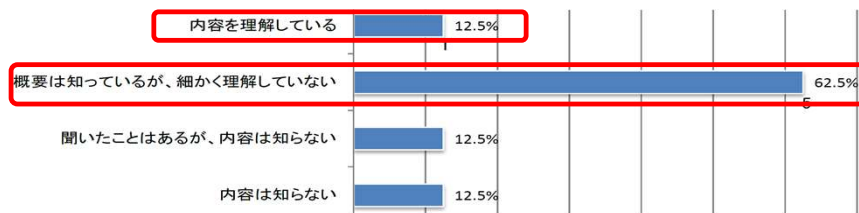
●専門学校にかかわる改正点 「事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化」(これまでは努力義務)

■合理的配慮について……今後、保護者等からの問合せ、障害者からの意思表示があった場合の対応について整理しておくことが必要であると思われる

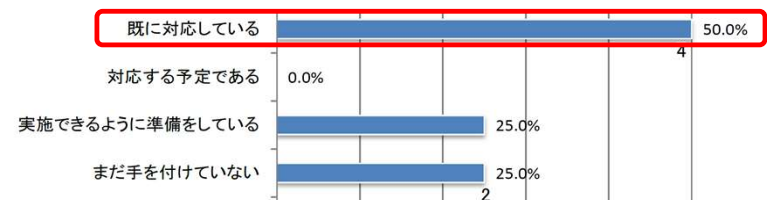
事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の**意思の表明があった場合**において、その実施に伴う**負担が過重でないときは**、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について**必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。(対応ができない場合、代替え提案など必要な処置が求められる)**

●障害者差別解消法について

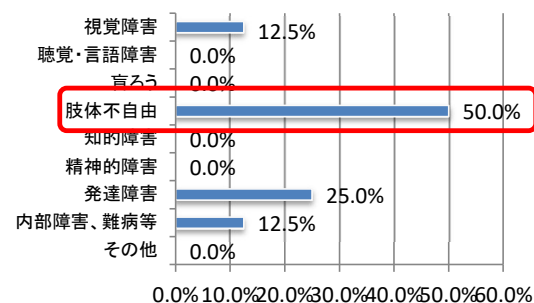
障害者差別解消法について、内容を理解しているとの回答は12.5%
細かく理解していないとの回答は62.5%(約9割が理解していない)
一方、「合理的な配慮の提供」に対応しているとの回答は50.0%



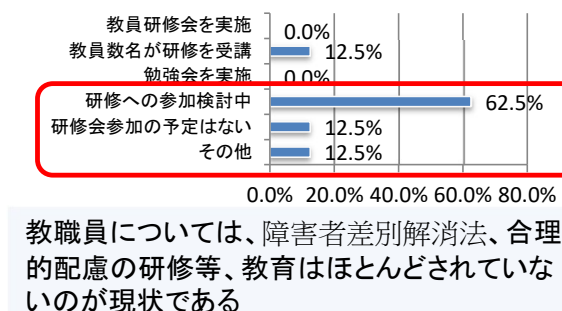
「合理的な配慮の提供」について



●専門学校の「合理的な配慮の提供」事例



●教職員の研修について



専門学校の「合理的な配慮の提供」事例については、肢体不自由による車いす等の使用について、バリアフリーでの対応が50.0%

※大学では、入学試験に際し、視覚障害者への点字対応・試験時間延長、聴覚障害者にヒアリング試験の免除等の対応で苦慮している

大学入試センター受験上の配慮案内 https://www.dnc.ac.jp/center/shiken_jouhou/hairyo.html

文部科学省 合理的配慮の提供 https://www.mext.go.jp/content/20200109-mxt_tokubetu01-00069_3_2.pdf

※学生として受け入れた後の対応についても大学での多くの事例がまとめられている(参考)

https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_kaiketsu/scene_cla.html